

意見検討結果一覧表

（案名：第4期岩手県文化芸術振興指針（素案）についての意見募集について）

番号	章	項	号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	Ⅱ 岩手の文化芸術を取り巻く状況と現状認識	3 施策の取組状況	(2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	施策の取組状況について、指標に「様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合」とあるが、どの地区の小中高生を対象にした結果であるか。	全県を対象とした調査の結果となっています。	F：その他
2	Ⅳ 施策の具体的推進	—	—	担い手の不足、後継者育成、団体の減少という課題が浮き彫りとなっている。 若者や障がい者、情報発信の施策も大切だが、熟達した高齢者等が大きく担っている文化芸術活動を維持・発展させていくために、次世代をどう取り込んでいくかなど具体的な施策を考えていくべきである。	Ⅱの5「指針策定に向け踏まえるべき視点」に記載しているとおり、文化芸術団体等の少子高齢化による担い手不足、後継者育成については、県においても課題として認識しています。 次世代育成は、「Ⅳ施策の具体的推進」の中で包括的に記載していますが、いただいた御意見は、今後の施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	D：参考
3	Ⅳ 施策の具体的推進	—	—	文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築について、具体的な支援策が無い限り、担い手不足や高齢化による地域の現状は解消されないため、指針をもとに各団体と協議しながら市町村のための施策を考えて欲しい。	Ⅱの5「指針策定に向け踏まえるべき視点」に記載しているとおり、文化芸術団体等の少子高齢化による担い手不足、後継者育成については、県においても課題として認識しています。 いただいた御意見は、今後の施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	D：参考
4	Ⅳ 施策の具体的推進	2 文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	—	Ⅳの2に県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備とあるが、具体的などのようなものか。例えば、個別の活動の観客動員などにも、県が働きかけをするのか。	イベントの周知など、県が協力できることについては、随時検討しますので、御相談ください。	F：その他

5	Ⅳ 施策の 具体的推 進	2 文化芸 術を鑑賞、 参加、創造 できる環 境の整備	(1) 県民の 文化芸術 活動の支 援	体験フェスタの精度を高くしたものを県 内のどこかの地域で行って、そのよい点を全 県に広げていくなどしていくと良いと思う。	岩手芸術祭の体験イベントについては、関 係機関と調整しながら、今後も県内各地での 開催できるよう引き続き取り組んでいきま す。 いただいた御意見は、今後の施策の検討・ 推進に当たっての参考とさせていただきます。	D：参考
6	Ⅳ 施策の 具体的推 進	2 文化芸 術を鑑賞、 参加、創造 できる環 境の整備	(3) 児童生 徒の文化 芸術の鑑 賞機会の 提供と文 化芸術活 動の支援	中学校の部活の地域移行について、文化芸 術活動や民俗芸能の関心を深めるチャンス であると同時に、習い事との兼ね合いなどの 弊害もある。このチャンスをうまく利用し て、子どもたちに文化芸術体験をさせたいと 思う。	文化部活動の地域移行に伴う受入体制の 整備を進め、地域において子どもたちが文化 芸術に継続して親しむ機会の確保に取り組 んでいきます。	C：同一 趣旨
7	Ⅳ 施策の 具体的推 進	2 文化芸 術を鑑賞、 参加、創造 できる環 境の整備	(3) 児童生 徒の文化 芸術の鑑 賞機会の 提供と文 化芸術活 動の支援	学校での芸術体験の時間や学校に専門人 材が減ったことで子どもたちが文化芸術に 触れる機会が減ってきている。沿岸地区に居 ると中央と比べて文化芸術の地域格差が進 んでいると感じる。郷土芸能は多くあるが、 担い手や指導者が少ない。学校の指導計画も 含めてもっと支援してほしい。	Ⅳの2「県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、 創造できる環境の整備」に記載していると おり、居住する地域に関わらず、県民が身近な 場所で、県民誰もが文化芸術に触れ、活動で けるよう支援していきます。 いただいた御意見は、今後の施策の検討・ 推進に当たっての参考とさせていただきます。	D：参考
8	Ⅳ 施策の 具体的推 進	2 文化芸 術を鑑賞、 参加、創造 できる環 境の整備	(3) 児童生 徒の文化 芸術の鑑 賞機会の 提供と文 化芸術活 動の支援	Ⅳの2(3)に児童生徒の文化芸術鑑賞機 会の提供と文化芸術活動の支援が様々上げ られているが支援対象は具体的には何か。主催 者への支援、学校への支援、公立文化施設の 自主事業への支援などあるが、何を想定して いるか。	支援の内容については、金銭的な支援や情 報発信で協力するものなど様々な支援を想 定しています。	F：その 他
9	Ⅳ 施策の 具体的推 進	2 文化芸 術を鑑賞、 参加、創造 できる環 境の整備	(7) デジ タル技術 を生かした 鑑賞機 会の充実	民俗芸能の保存に向けたデジタルアーカ イブ化を行っている市町村があることを意 見交換会で知った。 このような取組への補助金があれば、アー カイブ化したいという声があるので、補助金 を検討してほしい。	民俗芸能を保存・継承するため、踊りだけ でなく、衣裳の着付け、準備や口伝などを映 像に残すことの必要性については、意見交換 会などで複数の意見を頂戴しており、県にお いても課題として認識しています。 いただいた御意見は、今後の施策の検討・ 推進に当たっての参考とさせていただきます。	D：参考

10	Ⅳ 施策の 具体的推 進	2 文化芸 術を鑑賞、 参加、創造 できる環 境の整備	(7) デジタ ル技術を生 かした鑑賞 機会の充実	民俗芸能の映像化について、平成 29 年くら いに文化庁事業で民間団体が民俗芸能の 映像を記録し YouTube に掲載しているが、着 付けや口伝の部分の映像化は行っていない。 指導者がいなくなり継続できない団体が出 てきているので、映像化に対する補助事業 があれば、ニーズはある。	民俗芸能を保存・継承するため、踊りだけ でなく、衣裳の着付け、準備や口伝などを映 像に残すことの必要性については、意見交換 会などで複数の意見を頂戴しており、県にお いても課題として認識しています。 いただいた御意見は、今後の施策の検討・ 推進に当たっての参考とさせていただきます。	D：参考
11	Ⅳ 施策の 具体的推 進	2 文化芸 術を鑑賞、 参加、創造 できる環 境の整備	(7) デジタ ル技術を生 かした鑑賞 機会の充実	デジタル化という方策は時代にマッチし ている。入口としては効果があると思うが、 その先にどのようにつなげていくのかとい うことまで想定しているか。	デジタルでアクセスできることと実際に 公演や作品を鑑賞することは並列に行っ ていかなければならないと考えています。 県では動画コンテストなどのメディア芸 術も推進しており、デジタル技術の活用につ いても引き続き検討していきます。	F：その 他
12	Ⅳ 施策の 具体的推 進	5 文化芸 術活動を 総合的に 支援する 体制の構 築 6 重点的 取組事項	(5) 官民一 体による 文化芸術 推進体制 の構築 (7) 官民一 体による 文化芸術 推進体制 の構築	アーツカウンシルの取組について、Ⅳの 5 (5)では「推進します」となっているが、Ⅳの 6(7)では「進めます」となっている。「進めま す」では、誰が進めるのか分からない。	Ⅳの 6(7)「官民一体による文化芸術推進体 制の構築」の表現を「岩手版アーツカウンシ ルの構築に向けた取組を進めます。」から「岩 手版アーツカウンシルの構築に向けた取組 を推進します。」に修正しました。	A：全部 反映
13	Ⅳ 施策の 具体的推 進	6 重点的 取組事項	(1) 東日本 大震災津 波からの 復興と復 興の絆を 生かした 文化交 流の推進	日本フィルハーモニー交響楽団との連携 協定を締結したことで、具体的にこれまでと 変わることはあるか。	令和 5 年に連携協定を締結したことを契 機に、毎年 8 月に盛岡市で開催される「楽し いオーケストラ in 岩手」の実行委員会に県も 加わりました。このコンサートには、県内の 小中高生が共演しており、コンサートの他 にも日本フィルハーモニー交響楽団の楽団員 との交流会等を行っています。	F：その 他

14	Ⅳ 施策の 具体的推 進	6 重点的 取組事項	(4) 民俗芸 能の保存・ 継承の支 援	民俗芸能団体の取組への支援について、民 俗芸能団体を対象とした人材育成に関する 研修会の実施とあるが、実施だけでなく講師 の紹介等もしていただきたい。	県では、文化芸術活動などの様々なコーデ ィネートを行う岩手県文化芸術コーディネ ーターを県内5か所に配置し、文化芸術の相 談等に対応していますので活用してくださ い。 いただいた御意見は、今後の施策の検討・ 推進に当たっての参考とさせていただきます。	D：参考
15	Ⅳ 施策の 具体的推 進	6 重点的 取組事項	(4) 民俗芸 能の保存・ 継承の支 援	児童生徒の部活動などを通じた民俗芸能 団体の活動の充実について、これまで続けて きた学校からは衣装や道具の修理、新調、こ れから始めたい学校からは始めるにあたり、 太鼓の購入をしたいという相談をけるが、以 前、岩手県文化振興基金に相談した際は、学 校教育の一環になるので対象外との回答で あった。 文化芸術に係る財団の補助金では、学校教 育に係るものは対象外となっているものが 多く、また学校関係の補助金には道具の整備 に係る補助金はないと聞いており、相談・要 望に応えられていない現状である。 学校教育の一環として民俗芸能に取り組 む学校に対し、道具等の整備に係る財源的な 支援をしていただきたい。	県では、引き続き民間の助成金も含め、 様々な補助金の情報を共有するとともに、県 内市町村の取組について情報共有する場を 設けるなどの取組を進めていきます。 いただいた御意見は、今後の施策の検討・ 推進に当たっての参考とさせていただきます。	D：参考
16	指標と目標 値一覧	—	—	指標と目標値一覧について、「県立文化施 設利用者数」と「県内の公立文化施設におけ る催事数」の令和5年度実績値が目標値より 大きい数になっている。	「県立文化施設利用者数」の令和5年度実 績値は、来場者数が通常よりも大幅に大きな イベントが開催されたことによる数値とな っているので、現時点では、目標値の修正を 行いません。 「県内の公立文化施設における催事数」の 目標値は修正しました。	B：一部 反映

17	指標と目標 値一覧	—	—	現行指針では「コーディネーターの活動件数」が指標にあるが、素案にはない。アーツカウンシルに係る指標もない。	本指針の指標は、いわて県民計画（2019～2028）の第2期アクションプランと連動して設定しています。御指摘の指標は、第2期アクションプランの指標として設定が無いものです。 いただいた御意見は、第3期アクションプラン策定の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	D：参考
18	その他	—	—	予算を「担い手・後継者育成」「団体の減少」に配分し、具体的なアプローチをしてほしい。	Ⅱの5「指針策定に向け踏まえるべき視点」に記載しておりますとおり、文化芸術団体等の少子高齢化による担い手不足、後継者育成については、県においても課題として認識しています。 いただいた御意見は、今後の施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	D：参考
19	その他	—	—	文化芸術施策について、県が音頭を取り、市町村民間も頑張っていく流れができれば、動きが出てくると思う。	県では、今後も市町村等と情報共有を行う場を設けるなどの取組を進めていきます。 いただいた御意見は、今後の施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	D：参考
20	その他	—	—	日本フィルハーモニー交響楽団のコンサートを盛岡以外でも開催してほしい。	「楽しいオーケストラ in 岩手」コンサートは、県や日本フィルハーモニー交響楽団を含めた東北の夢プロジェクト in 岩手実行委員会が主催しており、開催場所等につきましても実行委員会で決定しているものです。 いただいた御意見は、実行委員会で共有し、参考にさせていただきます。	D：参考
21	その他	—	—	市町村の芸術文化協会に対して、県の文化芸術施策に関わる部分でどのようなことを期待しているのか。指針を見たが分からない。	「Ⅴ 指針の推進」の「1 多様な主体が参画した文化芸術の推進」の（3）に文化芸術活動団体の主な役割を記載しています。	F：その他
22	その他	—	—	指針の大きな取組の中で何をすればよいかつかめない。市町村の芸術文化協会は会員数も減り、お金もない状態であり、そのような中で指針の施策等にどのように参画していけばよいのか。	「Ⅴ 指針の推進」の「1 多様な主体が参画した文化芸術の推進」の（3）に文化芸術活動団体の主な役割を記載しています。	F：その他

23	その他	—	—	指針について、具体的な取組を行う実現するための予算立てはどのように進めていくのか。	指針は、5か年の計画ですので、毎年度、必要な事業を検討しながら予算立てを行うことになります。	F：その他
24	その他	—	—	文化庁の計画では、地域の伝統芸能などの文化を大事にして世界に発信する方向性が見て取れる。 今後市町村は文化公演を少なくして、伝統芸能の継承や育成に力を入れていけばよいのか。どこに力を入れるかについては市町村が考えるべきことだとは思いますが、県が国の動向を見てどう考えているか教えてほしい。	民俗芸能については、本県が誇るものとして大切な施策の一つですが、民俗芸能の保存・継承にのみ軸足を置いて施策を進めているものではありません。 様々な文化芸術について、県民誰もが鑑賞、参加、創造できる環境の整備に取り組んでいきます。	F：その他

備考 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）